

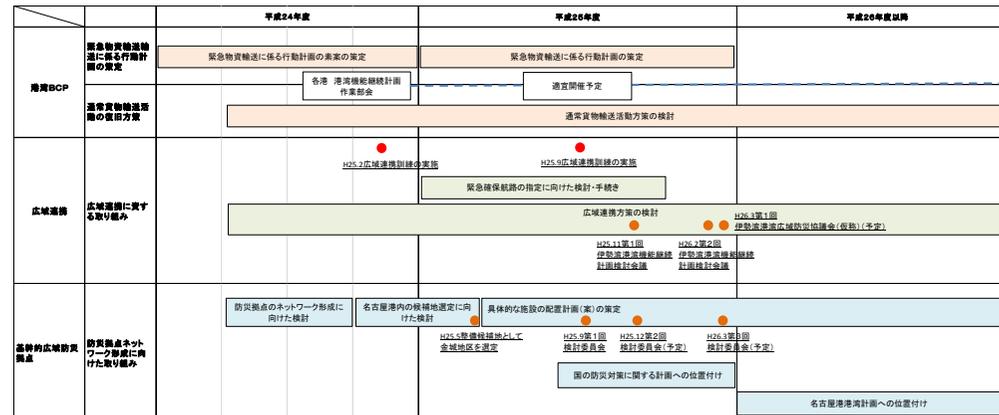
# 【官民連携した防護のあり方】 津松阪港における官民連携した防護のあり方について

資料2-2

- 津松阪港の港湾機能継続計画(港湾BCP)における緊急物資輸送の行動計画の策定(H25年度末予定)
- 中部地域の基幹的広域防災拠点候補として、名古屋港(金城地区)を選定(H25.5)。また、具体的な施設の整備方針を検討中。
- 三大湾における震災時の物流機能早期復旧に向けた「緊急確保航路」の指定に向け手続き中(H25年度内政令指定予定)。
- 名古屋港にて南海トラフ巨大地震が発生したとの想定で広域連携訓練を実施。(H25.9)

基本方針	主な取組状況	今後の取り組み
<b>港湾BCPの策定</b> ・災害時の輸送ルートへの確立に向けた調査・復旧体制の確保 ・緊急物資輸送にかかる行動計画の作成 ・緊急物資以外の物流活動の復旧方策の策定	・港湾の航路啓開活動手順(指針(素案))の策定(第四管区海上保安本部、中部地整:H24.3) ・航路啓開「くまで」作戦の公表(中部地整:H24.6) ・津松阪港の港湾機能継続計画(港湾BCP)作業部会の設置(三重県・中部地整:H24.11) ・津松阪港の緊急物資輸送の行動計画の策定(中部地整・三重県:H25年度末予定)	・津松阪港の港湾機能継続計画(港湾BCP) 緊急物資と通常貨物輸送が一連となった回復目標に応じた行動計画の策定(中部地整・三重県:H26年度末目標) ・「津松阪港伊倉津地区災害対策協議会」の設置による防災関連情報の周知等(三重県)
<b>広域連携</b> ・湾内の航路に対する迅速な航路啓開 ・大規模災害時における広域的な港湾間連携の実現(港間・湾内・湾間連携)	・「緊急確保航路」の政令指定(中部地整:H25) ・広域連携防災訓練の実施(南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会:H25.9) ・伊勢湾港湾機能継続計画検討会議の設置(中部地整:H25.11)	・伊勢湾港湾広域防災協議会(仮称)の設置(中部地方整備局)
<b>基幹的広域防災拠点</b> ・防災拠点の広域的なネットワークの形成	・中部地域における基幹的広域防災拠点の整備候補地として名古屋港金城地区を選定(中部圏戦略会議:H25.5) ・名古屋港における中部圏広域防災ネットワーク検討委員会の設置(中部地整:H25.9)施設の配置計画(案)の作成	・国の防災対策に関する計画への位置付け(内閣府) ・名古屋港港湾計画への位置付け(名古屋港管理組合・中部地整)

## 取組スケジュール



# 《港湾BCPの策定》 港湾機能継続計画(港湾BCP)の検討について

- 「港湾機能継続計画作業部会」を設置して津松阪港の港湾機能継続計画(港湾BCP)の検討を進めている。
- 平成24年度に、緊急物資輸送に関する行動計画の素案を作成。
- 平成25年度は、昨年度の検討を踏まえ、回復目標に応じた緊急物資輸送に係る行動計画を作成。
- 平成26年度は、緊急物資輸送から通常貨物輸送が一連となった回復目標に応じた行動計画を策定予定。
- 別途、検討を行っている伊勢湾の港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)と連動して港湾BCPの検討を実施。

過年度(平成24年度)の検討

今年度(平成25年度)以降の検討

## ■緊急物資輸送に関する行動計画の素案の作成

### ○インフラの被災想定

- 内閣府第一次報告(H24.8)等に基づく港湾施設、道路施設、ライフライン等の被害想定

### ○緊急物資輸送ルートの整理

- 耐震強化岸壁整備状況
- 第一次・第二次緊急輸送道路指定状況

### ○行動計画の素案の作成

- 各関係者の担いうる役割、実施体制等

## ■緊急物資輸送から通常貨物輸送が一連となった回復目標に応じた行動計画(港湾BCP)の作成

### ○緊急物資輸送に関する検討

- ・具体的な回復目標に応じた行動計画の策定(H25年度末予定)

### ○通常貨物輸送に関する検討

- ・取扱貨物の特性の把握・選定
- ・特性等による制約条件の検討
- ・具体的な回復目標に応じた行動計画の策定(H26年度末予定)

## ■広域連携課題の検討

港湾相互の連携が必要な制約条件を踏まえた伊勢湾の港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)の検討

### ○港湾物流機能の早期回復を図る上での制約条件

- ・港湾区域外(緊急確保航路)における漂流物等の被害想定
- ・航路啓開及び復旧工事等に必要な資機材の調達
- ・港湾物流機能(緊急物資輸送及び通常貨物輸送)の回復の考え方

### ○発災後における関係者間の連携・情報共有体制

- ・関係者間の役割分担の明確化
- ・情報連絡体制等の構築

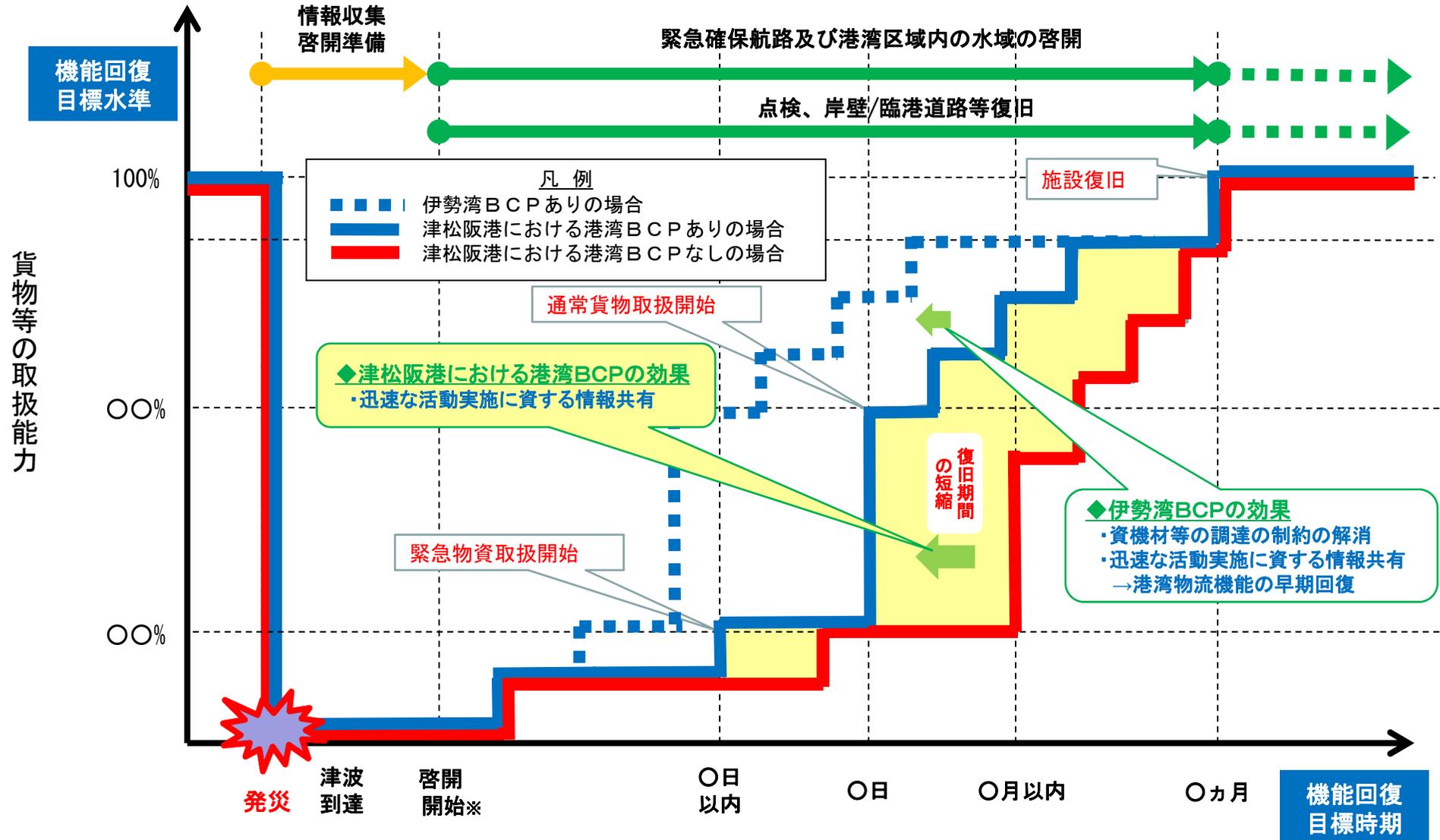
緊急物資輸送に関する行動計画の検討(平成24~平成25年度)

通常貨物輸送に関する行動計画の検討(平成25~26年度)

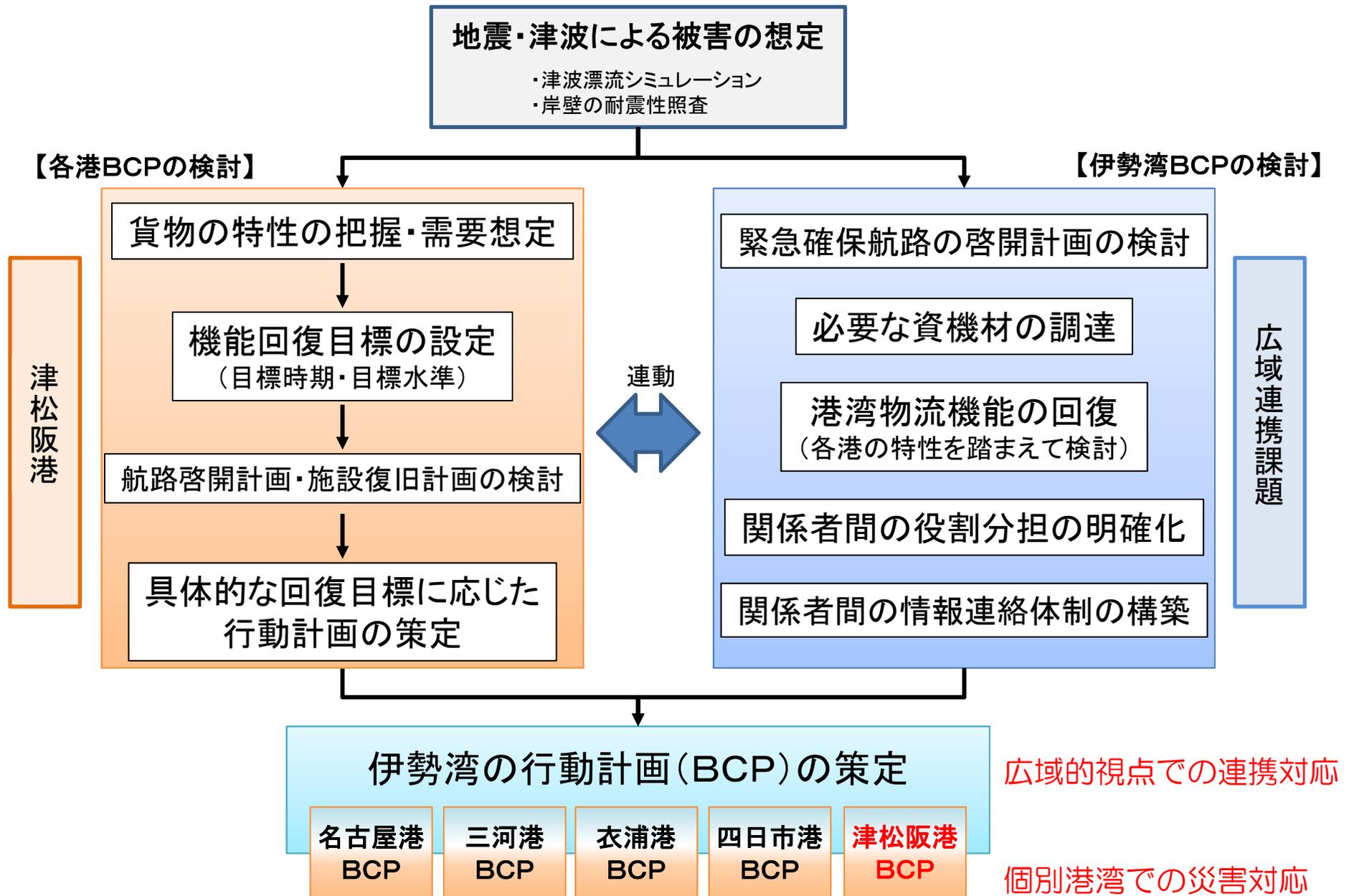
広域連携方策の検討(平成25~26年度)

# 《港湾BCPの策定》 港湾BCPにおける機能回復計画のイメージ

機能回復目標(目標水準、目標時期)に基づき、機能確保を実現する航路啓開ルートや復旧施設を設定することで、貨物の輸送需要に対応した機能回復計画を立案。



※ 津波等自然災害からの安全に留意しつつ海上作業等現地作業を開始する。



# 《港湾BCPの策定》 津松阪港 港湾機能継続計画(港湾BCP)作業部会について

## 【作業部会設置の背景】

- 平成23年度に策定された「津松阪港の地震・津波対策に関する基本方針」において、防波堤、防潮堤の粘り強い構造への改良等の対策とともに、避難誘導計画や港湾機能の継続・早期復旧に向けた行動計画（港湾BCP）の策定等の必要性が示された。
- 津松阪港の港湾BCPの策定に向けた具体的な作業を行うため、中部地方整備局及び港湾管理者（三重県）が中心となり、関係行政機関、業界団体等の実務担当者が構成される作業部会を平成25年1月に設置。

## 【主な検討内容】

- 緊急物資輸送に関する検討（H24年度～）
  - 緊急物資輸送に係る行動計画の素案の策定（H24年度）
  - 緊急物資輸送に係る行動計画の策定（H25年度末予定）
    - 具体的な回復目標に応じた行動計画の策定
- 通常貨物輸送に関する検討（H25年度～）
  - 取扱貨物の特性の把握・選定、特性等による制約条件の検討
  - 具体的な回復目標に応じた行動計画の策定（平成26年度末予定）
- 広域連携課題に対する検討（H25年度～）
  - 港湾物流機能の早期回復を図る上での制約条件
  - 発災後における関係者間の連携・情報共有体制

## 【港湾BCPに関係するこれまでの取り組み】

- 津松阪港の地震・津波対策に関する基本方針
  - 官民連携した防護対策のあり方の一つとして、関係機関・民間団体等と連携し、港湾BCPを策定することを明記（H24.3）
- 中部地方整備局及び海上保安本部による港湾の航路啓開活動手順（指針（素案））作成（H24.3）
- 関係機関との災害協定等締結
  - ・中部地整（港湾関連）と建設業界団体等（4協定：H24.4.26締結）
- 地震・津波対策検討会議（第5回）（H25.3）
  - ・港湾における初動体制の確保
  - 伊勢湾・三河湾内における海上からの緊急物資輸送ルート確保（伊勢湾「くまで」作戦）
- 伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（第1回）（H25.11）
  - ・港湾相互の連携が必要な制約条件を踏まえた伊勢湾の港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）の検討

## 【メンバー】

- 座長：中部地方整備局 四日市港湾事務所長
- 副座長：三重県 県土整備部 港湾・海岸課長
- 構成員：日本埋立浚渫協会 中部支部  
三重県建設業協会  
三重県港湾空港建設協会  
松阪市  
三重県  
四日市海上保安部  
鳥羽海上保安部  
中部地方整備局 道路部  
中部地方整備局 三重河川国道事務所  
中部運輸局 海事振興部

※H25年度の構成員については、CIQ関係やトラック協会など拡充を図る予定。

- 事務局：中部地方整備局 港湾空港部、四日市港湾事務所  
三重県 県土整備部

## 《港湾BCPの策定》 津松阪港 港湾BCP策定に関する検討状況について(平成24年度)

### ○第1回作業部会(H25.1.22)の開催

- ・本作業部会の趣旨説明、港湾BCPの概要説明。
- ・災害時の港湾機能の早期回復を果たすための手順や体制確認・構築を主目的とした緊急物資輸送にかかる行動計画の素案を作成する方針の提示。

### ○平成24年度における検討状況

- ・東日本大震災における港湾施設の被害、港湾の初動対応等についての把握と関係者間における情報共有。
- ・津松阪港 港湾機能継続計画(案)〈緊急物資輸送活動編〉のとりまとめ

### 津松阪港 港湾機能継続計画(案)〈緊急物資輸送活動編〉の概要

災害時の港湾機能の早期回復を果たすための役割・手順や体制確認を主目的として作成

#### ①緊急物資輸送ルートの設定(案)

→緊急物資輸送対応用の耐震強岸壁を有する大口地区を中心としたふ頭を利用した緊急物資輸送を優先業務として設定

#### ②緊急物資輸送に係る主な関係者と役割(案)

→緊急物資輸送ルートの確立に向け、各関係機関・団体等が担いうる役割を確認

#### ③緊急物資輸送に係る関係者別の行動計画の素案

→発災直後から防災拠点へ緊急物資を輸送する間の各関係機関・団体等が実施すべき重要業務を確認

#### ④情報連絡系統図(案)・連絡先一覧(案)

→上記の重要業務毎の関係者間の連絡・情報共有体制を整理

# 《港湾BCPの策定》 津松阪港 緊急物資輸送に係る行動計画の素案について(平成24年度)

平成24年度に、津松阪港の緊急物資輸送における各行政機関・関係団体が取るべき行動を業務別に整理し、港湾BCPにおける緊急物資輸送に係る行動計画の素案として取りまとめた。

## ■ 緊急物資輸送に係る関係者別の行動計画の素案【抜粋】

達成業務	参集、情報収集	保有施設の点検等	応急復旧の調整	応急復旧 (航路(道路)啓開等)	運搬 (防災拠点へ)
中部地方整備局 港湾空港部 四日市港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参集</li> <li>■被災情報等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■港湾施設の緊急点検・被災状況の把握</li> <li>■最低限度の緊急輸送基盤の確保</li> <li>■港湾管理者の復旧支援</li> </ul>	<b>【施設復旧、航路啓開、船舶の派遣】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害協定団体への協力要請</li> <li>■人員、資機材等の確保に関する調整</li> <li>■支援要請に基づく船舶の出動可否判断</li> <li>■航路啓開に係る手順書に基づく調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■航路啓開</li> <li>■施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急物資輸送活動に関する支援</li> </ul>
行政機関 三重県 県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参集</li> <li>■被災情報等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■港湾施設の緊急点検</li> <li>■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握</li> <li>■道路施設の緊急点検・被災状況の把握</li> <li>■最低限の緊急輸送基盤の確保</li> <li>■国等との協働復旧</li> </ul>	<b>【施設復旧、航路・臨港道路啓開の調整】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害協定団体への協力要請</li> <li>■人員、資機材等の確保に関する調整</li> <li>■国等関係機関への要請(連携)調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■航路(臨港道路)啓開</li> <li>■道路啓開</li> <li>■施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急物資輸送活動に関する支援</li> </ul>
津市 松阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参集</li> <li>■被災情報等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路施設の緊急点検・被災状況の把握</li> <li>■最低限度の緊急輸送基盤の確保</li> </ul>	<b>【施設復旧、道路啓開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■人員、資機材、災害対策車両等の確保に関する調整</li> <li>■災害協定団体への協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路啓開</li> <li>■施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急物資輸送活動に関する支援</li> </ul>

# 《港湾BCPの策定》 回復目標に応じた行動計画の事例について(東京港の事例)

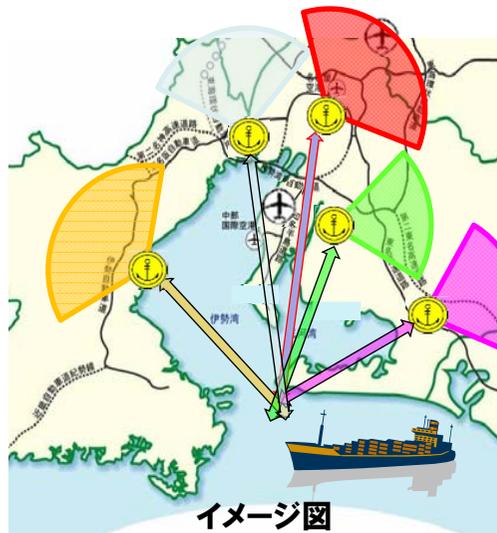
＜参考資料＞

○平成25年度は、緊急物資輸送における具体的な回復目標に応じた関係者が取るべき行動計画を策定する。  
 ○回復目標に応じた行動計画のイメージとして東京港の事例を以下に示す。

重要業務のフェーズ		参集・体制設置		点検・応急復旧				
		準備		緊急物資輸送活動				
目標時間		発災～3時間		3～12時間	12～24時間	24～48時間	48～72時間	72時間～
団体名	主な達成業務	◇参集、被災情報収集 ◇港湾労働者等の避難 ◇点検等の開始		◇海上輸送基地の確保 ◇海面の障害物除去	◇海上輸送基地の応急復旧、運用開始	◇地域防災拠点へ物資到着		
東京港連絡協議会		*事前検討に従い対応。必要に応じ開催						
行政機関 東京港運協 東京港運協 東京港運協 東京港運協	◆緊急物資輸送及び保管					■東京都トラック協会、東京倉庫協会へ協力要請 : 緊急物資の輸送のため、東京都トラック協会に協力を要請 : 緊急物資の保管のため、東京倉庫協会に協力を要請 ■物資集配拠点から食料等を地域防災拠点に輸送	■物資輸送活動を継続	
	◆港湾労働者等の避難	■港湾労働者等の避難 : 気象庁情報や区の避難勧告等に基づき、関係者等に各種連絡、情報提供を行う						
	◆海上輸送基地の確保等、応急復旧及び運用	■参集 : 速やかに体制を設置 ■被災状況の調査 : 緊急輸送道路及び海上輸送基地の岸壁等の被災状況の点検を開始 : 上記岸壁の前面水域の障害物有無の点検を開始		■緊急輸送道路及び海上輸送基地の確保 : 被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 : 海上輸送基地の応急復旧の調整開始、東京港運協会、東京港運協運送事業協同組合に協力を要請し、岸壁、荷棚地、上屋の確保 : 東京港応急対策連絡協議会(日本埋立波深協会)に協力要請 : 東京都中小建設業協会(各協力会社)に協力を要請し、緊急輸送道路の応急復旧を開始 : 必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請 ■荷役等の体制確保 : 荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を、東京港運協会、東京港運協運送事業協同組合に要請	■緊急輸送道路及びその他臨港道路の応急復旧 : 応急復旧を実施し、通行機能を確保 ■確保した海上輸送基地の一部供用 : 確保した海上輸送基地において運用体制を整え、できるだけ早く一部供用を開始させる	■耐震強化岸壁の応急復旧 : 耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施		
	◆輸送船舶の確保			■輸送船舶の確保、緊急輸送の要請 : 各協定団体に協力を要請し、輸送船舶の確保 : 都災害対策本部の指示に従い、協定団体に緊急輸送の実施を要請				
	◆航路等の啓開及び海面の障害物除去	■被災状況の調査 : 港内航路・泊地の障害物の有無の点検を開始		■航路・泊地の確保 : 被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 : 東京港応急対策連絡協議会(日本埋立波深協会)に協力要請 ■海面の障害物の除去、一時係留 : 監視艇、清掃船を出動。大型の漂流物等は、東京タグセンターにタグボートの出動を要請 : 必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請	■航路・泊地の啓開 : 航路・泊地の機能確保対策を実施			
関東地方整備局 港湾空港部 及び 東京港湾事務所	◆耐震強化岸壁及び臨港道路の応急復旧	■参集 : 参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握(2-3時間以内) : マスコミ情報、気象海象情報、監視カメラ、防災情報収集 ■被災状況の確認 : 国有港湾施設(耐震強化岸壁、臨港道路)の被災状況を確認 : 上記岸壁の前面水域の障害物の有無を確認		■岸壁、臨港道路の緊急点検 : 国有港湾施設(耐震強化岸壁、臨港道路)の緊急点検をすみやかに実施 ■港湾施設の被災状況把握 : 港湾施設の被災状況について、情報収集 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 : 緊急点検、情報収集結果に基づき、港湾管理者と連携し、被害のない一部耐震強化岸壁等の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく、対策を講じる ■日本埋立波深協会等への協力要請 : 応急復旧活動への応援協力を要請(要員、資機材の確保要請) ■港湾管理者の復旧支援 : 港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る	■国有港湾施設(耐震強化岸壁)の緊急復旧、一部供用 : 緊急物資輸送用耐震強化岸壁を、港湾管理者と連携し、できるだけ早く(3日以内)一部供用させるべく緊急復旧を実施 ■国有港湾施設(臨港道路)の通行機能確保 : 臨港道路の通行機能確保対策を実施 (上記3日以内)	■国有港湾施設(耐震強化岸壁)の応急復旧 : 耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施		
	◆航路等の啓開	■被災状況の確認 : 国有港湾施設(水域施設)の被災状況を確認		■水域施設の緊急点検 : 国有港湾施設(水域施設)の緊急点検をすみやかに実施 ■港湾管理者の復旧支援 : 港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る ■浦賀水道など港湾区域外の航路状況(航行環境)及び他港(関東地方整備局管内等)の被災状況等の情報収集と港湾関係者への提供	■国有港湾施設(水域施設)の啓開 : 水域施設の機能確保対策を実施 ■航路等の啓開支援 : 港湾管理者から航路等の機能確保対策の支援要請に対し、支援を実施 (上記3日以内)			
関東地方整備局 東京国道事務所	◆管轄内全路線の復旧作業	■初期体制の確立 ■管轄内の点検 ■管理施設の被災状況把握		■重要区間の応急処理、障害物除去	■管轄内全路線の応急処理、障害物除去	■管轄内全路線の復旧作業		

# 《港湾BCPの策定》 港湾における初動体制の確保～伊勢湾「くまで」作戦～

大規模災害に対する港湾物流機能の継続と早期復旧のための計画(港湾BCP)の策定に向け、港湾における初動体制の確保のため、海上からの緊急物資輸送ルート(案)(伊勢湾「くまで」作戦)を提示。



※「くまで」とは  
 【道具の熊手(くまで)の形状】  
 ・「柄」の部分 : 海上輸送ルートを表す。  
 ・「かぎ爪」の部分 : 港湾の防災拠点からの背後の被災地に向けての緊急物資輸送ルートを表す。  
 【道具の熊手(くまで)の用途】  
 ・震災時に海に流出した浮遊物を掻き集め、航路啓開を行う意味を表す。

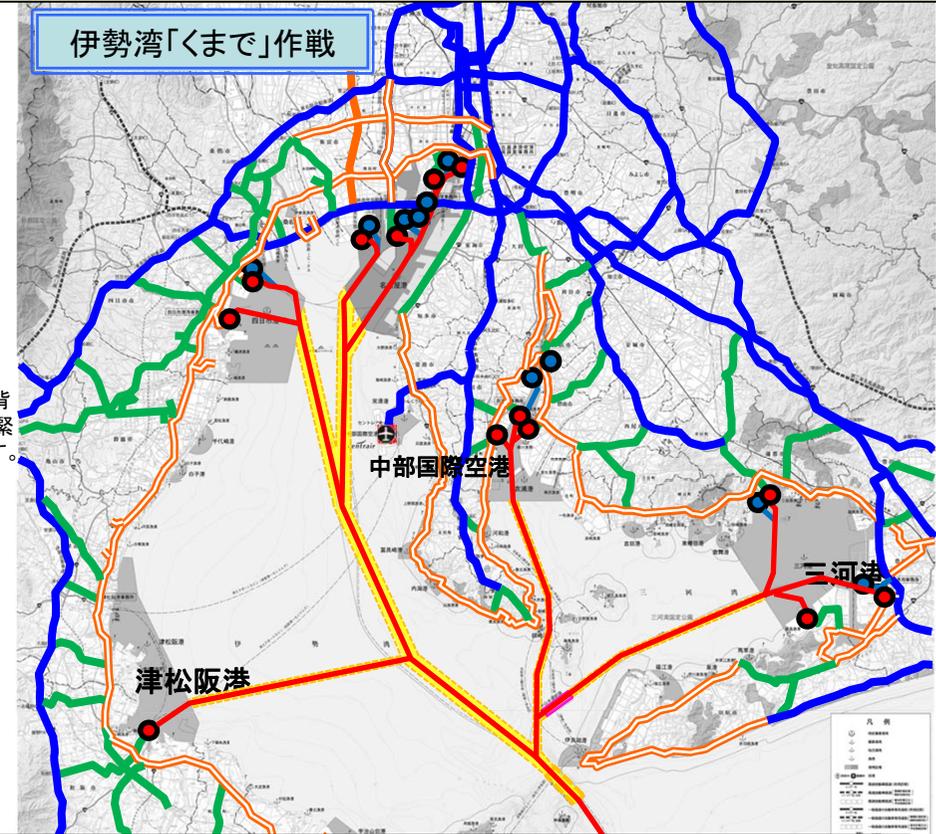
**海上からの緊急物資輸送の早期開始**  
 耐震強化岸壁に接続する航路の啓開を最優先し、早期に被災地へ緊急物資輸送を開始する。



**海上からの通常貨物輸送の早期回復**  
 岸壁の点検・復旧の進捗に合わせて航路啓開を進め、通常貨物輸送の早期回復を図る。



**伊勢湾の港湾物流機能の早期回復**



凡 例	
	【海上からの「くまで」作戦】 第一次緊急輸送航路
	第二次緊急輸送航路
	公共耐震強化岸壁 (整備済、整備中)
	公共岸壁(水深7.5m以上)
	【道路啓開「くしの歯」作戦】 STEP1: 高速道路等の広域支援ルート
	STEP2: 沿岸部(被災地)アクセスルート
	STEP3: 沿岸沿いルート
	【伊勢湾における緊急確保航路】 開発保全航路(既存)
	緊急確保航路※(案)
※非常災害時において、迅速な航路啓開を行うことを目的として、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路として指定されるもの	
※海交法上の航路(伊良湖水道航路)を含む	
※現在指定に向け手続き中	

# 《参考資料》伊勢湾における緊急物資輸送 ～航路・道路啓開連携イメージ～

伊勢湾・三河湾内における海上からの緊急物資輸送ルート確保のための航路啓開オペレーション計画「くまで」作戦と、道路啓開オペレーション計画「くしの歯」作戦が連携することで、被災地への迅速な緊急物資輸送が実現される。



# 《基幹的広域防災拠点》 名古屋港における基幹的広域防災拠点について

○2013年5月24日の「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」において、中部地域の基幹的広域防災拠点候補として、名古屋港(金城地区)を選定。

## 名古屋港基幹的広域防災拠点候補地

### 名古屋港の基幹的防災拠点の役割

- ・耐震強化岸壁を活用した緊急支援物資の集積・中継・分配機能
- ・建設重機や緊急車両等の集結拠点
- ・広域支援部隊(自衛隊、海上保安庁、TEC-FORCE等)のベースキャンプ

### 平常時、訓練施設としての利用状況



小型船舶に積み替え、河川・運河を活用した都市部への輸送

小型船舶に積み替え、伊勢湾内他港への輸送

大型船舶による緊急物資や人員の大量輸送

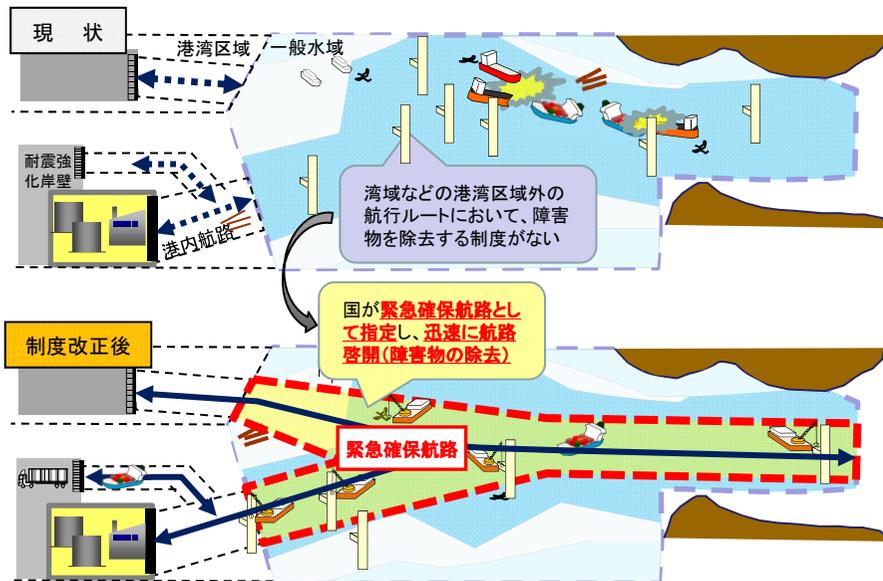


# 《広域連携》 伊勢湾における緊急確保航路の指定

大規模地震等の発生時に、大量の漂流物によって船舶の入出港が困難となり、産業活動や国民生活に甚大な被害が発生することが懸念される伊勢湾において、災害時に緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、国が所有者の承諾なく漂流物の除去を行える航路を指定する。

## 「緊急確保航路」制度の概要

災害時に緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、国が所有者の承諾なく漂流物の除去を行える航路を「緊急確保航路」として指定。



### 平常時

- 何人も、緊急確保航路内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。
- 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### 災害時

- 国土交通大臣は、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。
- この行為により、損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

## 伊勢湾における緊急確保航路(案)

伊勢湾内の主要な港湾の耐震強化岸壁に繋がるように湾口部から各港湾区域までを指定する。

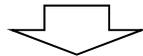


## 《広域連携》 伊勢湾港湾機能継続計画検討会議の設立(H25.11.27)

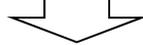
○伊勢湾港湾機能継続計画検討会議は、南海トラフの巨大地震・津波による大規模災害を想定し、伊勢湾の港湾物流機能の早期回復に向けた「伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)」の策定を目的として設置。

### 背景

- 南海トラフの巨大地震・津波に対する防災・減災対策の取り組みとして、伊勢湾の各港において「港湾機能継続計画作業部会」を設置し、各港の港湾BCPを検討。
- 現在、緊急物資輸送活動を中心に検討中。平成25年度末に緊急物資輸送の行動計画を策定予定。一方、港湾法の一部改正で、国が漂流物の除去を行える緊急確保航路を位置付け。
- 我が国の経済活動を支え、産業・物流活動において重要な役割を果たしている伊勢湾においては、緊急物資輸送だけでなく通常貨物輸送についても早期回復が非常に重要な課題。



- 湾域全体が被害を受ける大規模災害を想定した場合、復旧作業に必要な資機材の調達等に限界があるなど、早期回復に向けた制約条件が存在。



- 制約条件が存在するという認識を関係者間で共有した上で、**港湾相互間の連携**を踏まえた各港の港湾BCPを検討することが必要。

### 目的

国の機関、港湾管理者、経済界、港湾関係事業者等が一体となり、広域での連携体制を構築し、発災後の活動に関して事前に認識を共有するとともに、伊勢湾の港湾物流機能の早期回復に向けた「伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)」を策定し、訓練等による伊勢湾BCPの継続的な実効性確認及び改善を行う。なお、伊勢湾BCPを策定するための主な検討課題は以下のとおり。

- ① 伊勢湾内の港湾物流機能の早期回復を図る上での制約条件
  - ・港湾区域外(緊急確保航路)における漂流物等の被害想定
  - ・航路啓開及び復旧工事等に必要な資機材の調達
  - ・港湾物流機能(緊急物資輸送及び通常貨物輸送)の回復の考え方
- ② 発災後における関係者間の連携・情報共有体制
  - ・関係者間の役割分担の明確化
  - ・情報連絡体制等の構築



伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)のイメージ

南海トラフ巨大地震が発生したとの想定で、名古屋港において漂流者の捜索と救助、被害状況の把握、海上航路啓開、緊急物資輸送、船舶による油回収、ライフライン関係の復旧などの訓練を実施。

船舶による避難



漂流者の救助



被害状況調査



海上航路啓開



緊急物資輸送



ライフラインの復旧

(衛星移動基地局)

